



平成 27 年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院 警備等業務委託(平成 27～30 年度)公募プロポーザル実施要領

平成 27 年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院警備等業務委託（平成 27～30 年度）に係る公募プロポーザルを以下のとおり実施する。

平成 27 年 3 月 30 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理 事 長 田 中 一 成

1 発注者

地方独立行政法人静岡県立病院機構 理事長 田中 一成

2 委託業務

本事管第 392 号

平成 27 年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院警備等業務委託
（平成 27～30 年度）

3 委託業務実施場所

静岡市葵区与一 4 丁目 1 番 1 号 静岡県立こころの医療センター
静岡市葵区漆山 860 番地 静岡県立こども病院

4 委託期間

平成 27 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで（3 年間）

5 委託業務の目的

静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院（以下「2 病院」という。）における、警備業務、電話交換業務及び救急車運行業務を包括的に委託することにより、より良い患者サービスの提供を行うことを目的とする。

6 委託業務の内容

(1) 業務内容：下記のとおり。詳細は、別紙「契約書（案）」「共通仕様書（案）」及び「各病院個別仕様書（案）」による。

業務	警備	電話交換	救急車運行
こころの医療センター	○	○	—
こども病院	○	○	○

(2) 病院概要：別紙「病院の概要」参照

7 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第3条1項、第3項及び第4項の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル参加資格審査期日までに静岡県が発注する庁舎等の管理業務に係る競争入札参加資格(営業種目1)を有するものであること。
- (3) 審査基準日(平成27年4月1日をいう。)において、過去3年間(平成23年4月以降)に、警備業務の1年以上の受託実績(400床以上の病院で業務受託したものに限る。)を有する者。
- (4) 消防法に定める自衛消防隊員講習を修了した者又は平成27年6月までに同講習を修了する見込みの者を、各病院に下表のとおり配置できる者。

県立こころの医療センター	1名以上
県立こども病院	3名以上

- (5) プロポーザル提案書等の受付期間において、静岡県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 業務説明会に出席した者であること。

8 プロポーザル参加申請書の認定について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

平成27年3月31日(火)から平成27年4月9日(木)の間で(土・日・祭日は除く。)、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出書類

次の書類を1部提出すること。

- ・ プロポーザル参加申請書(様式1)及び応募者概要説明書(様式2)
- ・ 静岡県入札参加資格審査結果通知書の写し
- ・ 審査基準日(平成27年4月1日をいう。)において、過去3年間(平成23年4月以降)に、警備業務の1年以上の受託実績(400床以上の病院で業務受託したものに限る。)を証する書面
- ・ 消防法に定める自衛消防隊員講習を修了した者又は平成27年6月までに同講習を修了する見込みの者を、各病院に配置可能を証する書面
- ・ 返信用長3号封筒(あて先を記入し、簡易書留郵便料を含む切手392円分を貼付のこと)

(3) 提出場所

地方独立行政法人静岡県立病院機構本部事務部 担当: 経営管理課企画・情報班
〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東4-27-1 電話 054-200-1632

- (4) プロポーザル参加資格の認定は、平成 27 年 4 月 9 日（木）をもって行うものとし、その結果は、平成 27 年 4 月 10 日（金）までに通知する。
- (5) プロポーザル参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- ア プロポーザル参加資格がないと認められた者は、プロポーザル参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- イ アの説明を求める場合には、平成 27 年 4 月 14 日（火）までに書面（様式自由）を 8（3）まで持参することにより提出しなければならない。
- ウ 説明を求められたときは、平成 27 年 4 月 16 日（木）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 業務説明会の実施

業務内容の説明を実施する。本実施要領及び機構ＨＰで配布する資料を必ず持参すること。

実施日：平成 27 年 4 月 6 日（月）

集合時間及び場所： 9：50 静岡県立こころの医療センター 講義室

13：00 静岡県立こども病院 会議室 1

スケジュール	内容
10:00～10:30	プロポーザル全体 説明・質疑応答
10:30～10:50	こころの医療センター 業務内容説明
10:50～11:20	センター内見学
11:20～11:50	質疑応答
13:10～13:30	こども病院 業務内容説明
13:40～14:10	病院内見学
14:10～14:40	質疑応答

10 質問事項の受付・締切について

本業務委託についての質問は、「質問書（様式 3）」により提出すること

(1) 提出期限

平成 27 年 4 月 9 日（木）午後 4 時まで

締切時間以降の質問については受け付けない。

(2) 質疑方法

メールによるものとし、送信時には受付窓口あて必ず受付の電話確認を行うものとする。

E-Mail：honbu-jouhou@shizuoka-pho.jp

(3) 回答期限

回答は、平成 27 年 4 月 13 日（月）までに機構ホームページにて公開する。

11 プロポーザル企画提案書の提出

(1) 提出書類

「プロポーザル企画提案書（様式 4）」により提出すること。

(2) 提出日

平成 27 年 4 月 17 日（金）午前 9 時から午後 3 時まで（厳守）

(3) 提出先

8 (3)に同じ。

(4) 提出部数

18 部（正本 1 部、副本 17 部：A 4 版、両面印刷、ホチキス止めとする）。なお、ファイル綴じ込み等製本はしないこと。

(5) 提出方法

持参に限る。

(6) その他

ア 平成 27～30 年度の本業務の概算業務価格（上限金額）は、292,992,000 円に消費税及び地方消費税を含めた額。

イ 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。

ウ 本プロポーザルに参加する費用（提出書類作成及び提出等に要する費用）は、すべて参加者の負担とする。

エ 提出書類等の著作権は参加者に帰属する。ただし、機構が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容が無償で利用できる。

オ 提出された書類等は、一切返却しない。

12 書面審査

事前に企画提案書の書面審査を行う。企画提案書に記載された内容について、評価した結果、上位 3 社を限度としてプレゼンテーション審査を行う。審査結果については、平成 27 年 4 月 21 日（火）までに企画提案書の表紙に記載された E-mail アドレスに電子メールにて通知する。

13 プレゼンテーション

(1) 場所

静岡県立総合病院本館 2F 研修室

(2) 日時（予定）

平成 27 年 4 月 27 日（月） 午前 9 時 00 分～

※時間は調整のうえ、個別に連絡する。

(3) 時間（予定）

プレゼンテーション 25 分程度

質疑応答 15 分以内

(4) 出席者

4 名までとする。受託後に業務統括者及び各病院業務責任者として予定される者は必ず出席すること。

(5) プレゼンテーション内容

企画提案書の内容について具体的に説明をすること。企画提案書以外の説明資料の当日

配布は認めない。

(6) 質疑応答内容

プレゼンテーション及び企画提案書の内容に関する質疑応答を行う。

14 最優秀提案者の決定手順

(1) 最優秀提案

プレゼンテーション審査により、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案とする。得点が最も高い提案が2以上ある場合は、プロポーザル価格に関する評価における数値が高い方を最優秀提案に決定する。

(2) プロポーザル価格に関する評価

プロポーザル価格については、次の方法により評価し、価格点を付与する。

$\text{価格点} = 100 \text{ 点} \times \text{最低プロポーザル価格} / \text{プロポーザル価格}$

15 契約の締結

審査により、最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

16 審査結果の公表

- (1) 審査結果については、平成27年4月28日（火）以降、参加者全員に電子メールで、委託事業者を含め全参加者の名称及び点数を通知する。また、地方独立行政法人静岡県立病院機構ホームページ上でも公表する。
- (2) 本審査に関する異議には一切応じない。

17 参加者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・概算業務価格（上限金額）を超えた者
- ・提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者
- ・プレゼンテーションの開始時間に遅れた者
- ・不正行為（提出書類に虚偽の記載）が認められた者
- ・会社更生法等の適用を申請するため、契約の履行が困難と判断した者
- ・審査の公平性を害する行為があった者

18 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

契約書は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

19 支払い条件

毎月払い、3年計36回の分割払とする。

20 その他

- (1) プロポーザル参加者は、契約書及び仕様書を含む契約内容を熟読すること。
- (2) プロポーザル・契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。